

蒲郡市公契約に関する指針

1 目的

公契約においては、透明性、公平性及び競争性の確保等が求められ、さらに近年は、良質なサービスの長期的な提供、地域を支える事業者・担い手の育成、労働環境の改善など社会的要請が多様化しています。

この指針は、多様化する社会的要請を踏まえ、公契約に関する市の取組の基本事項を明確にすることにより、公契約の適正化を実現するとともに、市民に提供されるサービスの品質の確保及び公契約に係る業務に従事する労働者の適切な労働環境の整備等を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

2 基本指針

(1) 公平で公正な入札・契約制度の確立

市は、関係法令を遵守し、市が設けた基準等を公表することで、客観性及び透明性を確保し、より公平で公正な入札・契約制度を確立します。

《取組事項》

ア 一般競争入札の推進

一般競争入札の実施を推進することで、入札及び契約に関する透明性及び競争性を確保します。

イ 見積期間の十分な確保

工事に係る入札時の見積期間は、建設業法及び建設業法施行令に定められている期間を確保します。また、工事以外の発注に関しても同様に十分な見積期間を確保します。

ウ 入札及び契約の透明性の確保

入札及び契約に係る例規や入札結果等をインターネットや窓口で公表することにより、入札及び契約の客観性及び透明性を確保します。

エ 談合等の不正行為の排除

競争入札を実施するにあたり、公正な入札を妨げる恐れのある情報を得たときは、入札参加事業者から、談合等の社会的疑惑を生ずるような行為をしない旨の誓約書の提出を求めるなど適切な対応をとります。また、事業者の不正行為が確認された場合には、指名停止措置など厳正に処分します。

(2) 品質の確保

市は、公契約の適正な価格の設定及び適正な履行体制の確保により、市民に提供されるサービスの品質を確保します。

《取組事項》

ア 適正な予定価格の決定

工事において、国や県が公表する設計労務単価を適用し、適正な予定価格を算定します。また、人件費要素の高い業務委託契約は、労働者に支払われる賃金が適正な額になるよう配慮して算定します。

イ 過剰な低価格競争の抑制

工事においてダンピングの防止及び履行の品質確保のため、入札参加事業者に対して入札価格の根拠となる内訳書の提出を徹底させ、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を活用します。

ウ 総合評価等による発注方法の活用

契約の規模や内容に応じ、価格以外の要素も総合的に評価して決定する総合評価方式及びプロポーザル方式を活用します。

エ 工事における成績評定の活用

工事の完了検査時に行う成績評定を総合評価方式の評価項目に反映させるなど工事成績の評価・反映に取り組みます。

(3) 適切な労働環境の整備

市は、公契約の相手方である事業者に対して労働関係法令の遵守を求め、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与します。

《取組事項》

ア 適正な労働条件の確保

人件費要素の高い業務委託契約や請負契約については、労働関係法令の遵守の状況の把握に努め、適正な労働環境の整備を徹底します。

イ 社会保険への加入状況の確認

工事の受注者だけでなく、下請負者も含め施工体制台帳等で従業員の社会保険等への加入状況を確認します。

ウ 事務手続の効率化

各種手続の電子的手段の導入等、手続の簡素化及び合理化を図ることにより、労働環境の効率化を図ります。

(4) 地域経済の活性化に資する入札・契約制度の確立

市は、競争性の確保を踏まえつつ地元企業への発注に努めることで、地域経済の活性化に寄与します。

《取組事項》

ア 市内業者の受注機会の確保

地域経済の活性化及び地元業者の育成の観点から、競争性や合理性を確保しつつ、地元業者への受注機会の確保に努めていきます。

イ 分離・分割発注

工事において、経済合理性・公正性等に反しないかを検討した上で、分離・分割による発注に努めていきます。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。